

みよし市建設工事総合評価落札方式競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、みよし市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2（第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方法（以下「総合評価落札方式」という。）による競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の対象工事は、一般競争入札及び指名競争入札に該当する工事からみよし市競争入札審査委員会（以下「入札審査委員会」という。）において決定するものとする。

(総合評価競争入札によることの適否等)

第3条 総合評価競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4第1項各号に掲げる事項に関し、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

2 前項の学識経験を有する者の意見聴取は、愛知県建設部総合評価審査委員会（以下「評価審査委員会」という。）で行うものとする。

(落札者決定基準)

第4条 総合評価競争入札を行う場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

2 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとする。

3 落札者決定基準は、評価審査委員会で意見を聴取したうえで、入札審査委員会において決定するものとする。

(入札参加資格等の公告等)

第5条 総合評価落札方式による一般競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の6に規定する事項のほか、総合評価競争入札である旨及び落札者決定基準を公告するものとする。

2 総合評価落札方式による指名競争入札を実施しようとするときは、指名競争入札の通知事項のほか、総合評価競争入札である旨、落札者決定基準及び技術提案様式を通知するものとする。

3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施しようとするときの入札参加資格には、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第11条に規定する技術的能力に関する事項が要件に含まれていなければならない。

(技術提案の提出)

第6条 一般競争入札の参加希望者は、技術提案の内容を入札参加資格確認申請書に記載して提出するものとする。

2 指名競争入札の参加者は、技術提案を前条第2項の技術提案様式により入札前に提出するものとし、定められた期日内に提出がなかった者については指名を辞退したものみなす。

(評価基準)

第7条 評価基準は、次のとおりとする。

(1) 技術提案の評価項目は、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事

項及び地域精通度・地域貢献度に関する事項等とする。

(2) 技術提案の評価に応じて与える得点（以下「評価点」という。）は、技術的能力の要件を満たしている場合に付与する標準点（１００点）及び各評価項目の評価により付与する加算点の合計点とする。

(3) 各評価項目に係る加算点の配点は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

（評価の方法）

第８条 価格及び技術提案に係る総合評価は、次の算式のとおり評価点を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価点＝標準点＋加算点

評価値＝評価点／入札価格

（落札者の決定）

第９条 総合評価競争入札の落札者は、次の各号のいずれにも該当する申込みをした者のうち、評価値の最も高いものとする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 技術的要件をすべて満たしていること。

(3) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回っていないこと。

２ 前項の規定により落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、前項各号のいずれにも該当する申込みをした他の者のうち評価値の最も高いものを落札者とすることができる。

（落札者の公表等）

第１０条 前条により落札者を決定したときは、入札に参加した者にその旨及び評価値等の評価結果を通知するものとする。

２ 落札者及び評価値等の評価結果については、これを公表する。

（委任）

第１１条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成１９年 ８月２４日から施行する。

附 則

この要領は、平成２２年 １月 ４日から施行する

附 則

この要領は、平成２４年１１月 １日から施行する。